会津若松市保育所条例(昭和56年会津若松市条例第22号)新旧対照表

改正後		改正前		
○会津若松市保育所条例		○会津若松市保育所条例		
第1条 略 (名称及び位置) 第2条 保育所の名称及び位置は、次の表のとおり とする。		第1条 略 (名称及び位置) 第2条 保育所の名称及び位置は、次の表のとおり とする。		
名称	位置	名称	7	位置
会津若松市中央保育所	会津若松市花春町2番1号	会津若松市位金津若松市位		会津若松市花春町2番1号 会津若松市河東町広田字 横堀15番地
 第3冬以下 略		第3条以下 略		